

認可地縁団体（区・自治会の法人化）

区や自治会等（以下「地縁団体」といいます。）で所有している土地や建物などの不動産を個人名義にしている場合、名義人死亡による相続問題や、名義人の債務不履行による不動産差押さえ等の問題が生じることがあります。

以前は、地縁団体には法人格が付与されておらず、PTAや青年団などと同じく法的には「権利能力なき社団」として位置づけられ、団体名義では不動産登記等が不可能だったため、このような問題が起こっていたのです。

こうした問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法が改正され、市長が認可することにより、地縁団体が法人格を持つことが可能となりました。これにより、地縁団体が保有する不動産を団体名義で登記することが可能となり、これまでの財産保有上の問題が取り除かれることとなりました。

現在、高島市内には、約200の区や自治会があり、そのうち115の団体を地縁団体として認可しています。（R5.7.1 現在）

■ 申請できる地縁による団体

この制度は、地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすることが目的で、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（地縁団体）で、いわゆる区や自治会を対象としています。

次のような団体は対象となりません。

- 特定の目的の活動だけを行う団体 … ×
（同好会やスポーツ活動や環境美化活動のように特定の活動だけを行う団体など）
- 構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体 … ×
（老人会や子ども会（年齢の制限）、婦人会（性別の制限）など）

※令和3年11月26日から、不動産の有無に関わらず認可地縁団体になることが可能となりました。

■ 認可の要件

認可を受けるためには、以下の4つの要件を全て満たしていることが必要です。

1. 区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること



地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な区・自治会活動のことです。

2. その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること



河川・道路等で区域が画されているなど、容易に区・自治会等の区域・範囲がわかる状態であること、という意味です。他の区・自治会等の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。

③. その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること

➡ その区域に住む人すべてが加入できる、という意味です。**世帯を単位とすることは認められず**、また区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件をつけてはいけません。相当数とはその区域の全住民(区・自治会等に参加していない人を含む)の概ね過半数ですが、実際には2/3以上を確保することを目標としてください。

④. 規約を定めていること

➡ (1)目的・(2)名称・(3)区域・(4)事務所の所在地・(5)構成員の資格に関する事項・(6)代表者に関する事項・(7)会議に関する事項・(8)資産に関する事項が定められていることが必要です。詳しくは、5ページを参照してください。

■ 認可申請手続き

まず、認可申請することについて、区・自治会の中でよく話し合ってください。

地縁団体として認可を受けるためには、区・自治会の総会で認可申請について審議し、設立の意思決定をします。また、それ以外にも、認可を受けるのに必要な事項の総会議決が必要です。

実際の申請にあたっては、次の書類を提出してください。

1.	認可申請書
2.	規約(認可要件に合致するもの)
3.	認可を申請することを総会で議決したことを証する書類 (議事録の写し(議長および議事録署名人の署名、押印))
4.	構成員の名簿(加入している全員の個人の住所・氏名が記載されているもの) ※会員である場合には、子供の名前も記載する必要があります。
5.	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を現に行っていることを記載した書類 (事業報告書・決算書、事業計画書・予算書など)
6.	申請者が代表者であることを証する書類 (申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写し及び代表者の承諾書の写し)
7.	裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 (職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)を記載した書類
8.	代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)を記載した書類
9.	区域を示した図面(区域が全て入っていること)

申請手続きの流れ
①区・自治会等で申請について話し合い（役員会等） ・規約改正案の作成、構成員名簿をつくる（署名等） ・代表者について調整、自治会区域図を作成、等
↓
②市役所（支所）に、規約等の書類について事前相談ください
↓
③総会の開催、必要事項の議決 ・議長、議事録署名人の選出 ・議決事項（規則にのっとりた方法で議決する） ① 認可を申請する旨の意思決定 ② 認可要件に合致する規約の制定・改正 ③ 保有財産の確定または保有予定財産の決定 ④ 構成員（会員）の確定 ⑤ 代表者の決定 ・議事録を作成する ・代表者の承諾書
↓
④申請書類の作成、提出 ・申請書類一式が整えば市役所市民協働課へ提出してください。 ・認可要件を満たしているかどうか書類審査を行います。
↓
⑤市民協働課で審査、市長による認可・告示 ・市長が認可および告示して認可手続きは完了です。

■ 認可告示後の手続き等

1. 法人登記

地縁としての法人登記は高島市長が行う告示をもってこれに代わるようになりますので、法務局への法人登記は必要ありません。

2. 認可地縁団体としての証明書の発行等

● 認可地縁団体証明書

請求に基づき、認可地縁団体台帳の写しをもって交付します。証明書の手数料は1通300円で、市長による告示のあった日から発行できます。

● 印鑑登録証明書

高島市認可地縁団体印鑑条例(平成17年1月1日公布)の規定に基づき、不動産登記等に必要ない地縁団体の代表者の印鑑を登録申請します。手続きについては、市民課で受け付けます。

3. 認可地縁団体の義務

● 市長への届け出義務

告示された事項に変更がある場合(代表者が交替するときなど)や規約に変更がある場合、団体が解散等をした場合には、手続きが必要ですので、次の書類を提出してください。(団体構成員の加入脱退行為は、届け出なくても構いません。)

◇ 告示事項に変更がある場合

- ・告示事項変更届出書
- ・告示された事項に変更があった旨を証する書類(新代表者の承諾書の写し、議長・議事録署名人の署名・押印した総会議事録の写しなど)

◇ 規約に変更がある場合

- ・規約変更認可申請書
- ・規約変更の内容と理由を記載した書類
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類(総会議事録の写し)
- ・改正後の規約全文
- ・内容によっては、別途告示事項変更届出書が必要です。

■ 認可地縁団体の性格は

- 法律上の権利義務の主体となることができ、法人格を有します。
- 法人税や消費税、その他税に関する法令の規定は、従前どおり適用されます。法人税法等においては公益法人とみなされ、収益事業のみ課税対象となります。
- 認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。法律上でも公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではありません。また、認可地縁団体が行う活動について、市長は一般的監督権限を持ちません。
- 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。
- 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはいけません。地縁団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。
- 特定政党のために利用してはいけません。
- 毎事業年度の終了のときに財産目録を作成しなければなりません。
- 構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければなりません。

■ 規約の整備

規約には次の事項を定めていなければなりません。

(1) 「目的」

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的共同活動を行うことを目的とします。(具体的な活動内容を定めてください)

(2) 「名称」

特に制限はありませんが、他の法律には抵触しないように注意してください。「△△区」、「〇〇自治会」といった名称が良いかと思われます。客観的に区域が特定できるような名前が好ましいです。

(3) 「区域」

区域は、住民にとって容易に特定できることが必要ですので字や地番により表示されることが最も望ましいです。また、その区域が相当な期間にわたって存在していることが必要です。

(4) 「事務所の所在地」

特に制限はありませんが、これが当該地縁団体の正式な住所となります。地区の集会所等に定めおくのが一般的です。その他、「会長の自宅に置く」と定めることもできます。

(5) 「構成員の資格に関する事項」

当該地縁団体の区域内に住所を有するものは、全て構成員になれること、および正当な理由がなければ加入を拒むことが出来ないことを必ず明記しなければなりません。このことは、構成員の条件に区域以外の事項(例えば年齢・性別・国籍などの制限)を設けてはなりません。区域内に住所を有する法人・組合等の団体は、構成員にはなれませんが、賛助会員となることは出来ます。相当数とはその区域の全住民(自治会・区等に加入していない人を含む)の過半数ですが実際には2/3以上を確保することを目標としてください。

(6) 「代表者に関する事項」

代表者の選出方法、任期、職務等を定めます。(参考:地方自治法第260条の5～10)

(7) 「会議に関する事項」

会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等を規定します。(参考:地方自治法第260条の13～19)

(8) 「資産に関する事項」

保有資産の構成、取得、処分の方法及び管理方法等を定めます。なお、資産目録の作成が義務付けられています。(参考:地方自治法第260条の4)

※保有(予定)資産が無い場合でも、規約に定める必要があります。